

6.8 調査の結果

6.8.1 土壌

(1) 調査事項

調査事項は、表 6.8.1-1 に示すとおりである。

表 6.8.1-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施した。 ・工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地とした。

(3) 調査手法

調査手法は、表 6.8.1-2 に示すとおりである。

表 6.8.1-2 調査手法

調査事項	土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度 地下水及び大気への影響の可能性の有無	
調査時点	基礎工事、山留工事、掘削工事中の適宜とし、平成29年1月から平成29年12月末とした。	
調査期間	ミティゲーションの実施状況	
調査地点		基礎工事、山留工事、掘削工事中の適宜とし、平成29年1月から平成29年12月末とした。
調査手法		計画地とした。
調査手法	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。	

(4) 調査結果

1) 調査結果の内容

ア. ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 6.8.1-3 に示すとおりである。

土壌汚染に関する苦情は、平成29年12月末までになかった。

表 6.8.1-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施した。	土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく土壌汚染状況調査を実施した。調査の結果、土壌溶出量及び土壌含有量ともに定量下限値を下回っており、汚染土壌は確認されなかった。
・工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。	現時点では工事中に新たな汚染土壌は確認されていない。土壌汚染が新たに確認された場合は、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき適切な汚染拡散防止措置を実施する。その内容については今後のフォローアップ報告書(大会開催前その2)において明らかにする。